

広島県告示第九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

竹原市田万里町字胡ヶ丸一〇二九六の三から一〇二九六の七まで、一〇二九七の三、一

〇二九七の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅